

回 答 書

事業名		産業振興支援施設設計等及び新築工事	
回答者		いなべ市農林商工部商工観光課	
質問番号	図画名・図面番号 仕様書名・その他	質問	回答
1	手続開始の公告 2 参加資格 (1)参加者の要件 オ及びカ	オ「建築関係コンサルタント（建築一般部門）」に登録されている者であること。」、カ「建築一式」に登録されている者であること。」と記載がありますが、いつまでに登録されている必要がありますでしょうか。 三重県県土整備部建築業課についてスケジュールを確認したところ、「いなべ市は月末に審査完了、翌月15日に名簿に記載」とのことだったので、今からの登録で早くとも7月15日に登録となると思われます。	公告時点で名簿に登録されている必要があります。 今から登録手続きをされる場合は、早くとも7月15日の登録となるため、参加資格は取得できません。
2	手続開始の公告 1 工事概要 (6)履行期間	公告「1 工事概要(6)履行期間」には「契約締結の日から令和10年3月31日までとする(工期について設計完了時に協議を行う。)」とあり、特記仕様書の「第1 工事概要 3(3)建設の条件」には、予定建設工期は令和9年度～令和10年度とありますが、公告の「契約締結の日から令和10年3月31日までとする」は設計期間の事でしょうか。御教示をお願いします。	公告「1 工事概要 (6)履行期間」は設計から施工までの期間となります。 なお、工期については設計完了時に協議を行う予定です。
3	手続開始の公告 2 参加資格 (3)協力者の要件	公告「2 参加資格(3)協力者の要件」で、「本工事に関する専門分野(電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者に限る。)」とありますが、設計に関する協力者の要件ではなく施工の技術者の要件という事でしょうか。 設計の要件であった場合「ア協力者(協力事務所)は、(1)参加者の要件のア及びカからシまでの要件を全て満たすこと。」は設計事務所では全て満たすことはできないと考えます。御教示をお願いします。	本工事に関する専門分野(電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者に加え、構造主任技術者に限る。)は設計の協力技術者要件です。 協力事務所について、建築一式の登録、元請けとして履行した実績、建築一式工事を施工した実績は必要ありません。

4	手続開始 の公告 2 参加 資格 (3)協力 者の要件	上記が設計の協力者であった場合の 質問ですが、構造については協力者 (協力事務所)の配置は可能でしょう か。御教示お願いします。	質問番号3の回答のとおり。
5	技術提案 書(様式3 -1)につ いて	JVでの参加の場合、様式3-1の1枚で、 設計(工事監理)及び施工の両者の内 容を記載すればよろしいでしょう か。また、「※協力者(協力事務所)の 場合は、会社名を記載してください」 とありますが、協力者を配置する場 合は、様式3-1を電気設備や機械設 備の協力者それぞれ必要という事で よろしいでしょうか。御教示お願い します。	様式3-1、1枚に記載して下さい。 協力者についてはそれぞれ 提出してください。
6	技術提案 書(様式3 -1)につ いて	建築CPD実績証明書は必要でしょう か。また、建築CPDの履修期間を教 えてください。建築CPD実績証明 書が必要な場合、証明から何か月 以内の証明書が有効になりますで しょうか。御教示お願いします。	建築CPDの取得状況については (公財)建築技術教育普及 センターを事務局とする建 築CPD運営会議の発行する建 築CPD実績証明書を添付して ください。 期間については令和7年4月1 日から令和8年3月31日ま での1年間とします。
7	協力事務 所の要件 に関して (公告2 参加資格 (3)、様 式5)	該当箇所の協力事務所に関する記載 を拝見したところ、下記の記載をお 見受けしました。上記の記載につ いて、協力事務所として配置できる 専門分野は電気設備主任技術者及 び機械設備主任技術者に限定され ており、構造主任技術者については 協力事務所による配置は認められ ないとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合は理由についても ご教示いただけますと幸いです。 ”本工事に関する専門分野(電気設 備主任技術者及び機械設備主任技 術者に限る)については、他の協 力者(協力事務所)を配置すること を可能とする。”	質問番号3の回答のとおり。

8	設計と条件資料の扱いについて (別添2:施設平面図・配置図)	本業務はプロポーザル方式であり、説明書には「技術提案書の記載内容及びヒアリング内容を尊重する」旨が記載されていますが、一方で特記仕様書では別添2の図面が「設計と条件の資料」として挙げられています。 また、成果物一覧には実施設計図書は示されているものの、基本設計図に関する記載が見受けられません。 つきましては、提案にあたり以下の点をご教示ください。 1. 本業務において基本設計業務は業務範囲に含まれているのでしょうか。それとも、別添2に示された計画内容をもって基本設計が完了しているものと位置付けられ、本業務は主として実施設計業務を行うものと考えてよろしいのでしょうか。 2. 別添2の図面(配置、平面レイアウト、意匠等)は、遵守すべき確定事項でしょうか。 3. 「別添1(委託概要)」に示された諸室構成や面積、機能等の要求水準を充足していることを前提として、提案者の創意工夫により、別添2とは異なる独自の建築計画(配置、平面、断面、構造種別、意匠等)を提案することは可能でしょうか。 4. 本業務は、別添2に示された計画案を前提として、その内容の詳細化・精度向上を行う実施設計業務と考えるべきでしょうか。それとも、別添1に示された要求条件を満たす範囲において、別添2の計画内容を見直し、変更した上で設計を行うことも想定されているのでしょうか。	本設計は、別添2に示す計画内容を前提として実施設計業務を行います。図面は確定事項ではなく、設計の進捗や検討結果に応じて、別添1に示す要求条件を満たす範囲で計画内容の見直しや変更、異なる計画の提案をいただいて差し支えありません。
---	---	--	--

9	協力事務所(設備設計)の登録要件について	公告2(3)アに基づき、協力事務所についても「建築一式」の登録が必要と理解しております。一方で、電気設備設計事務所や機械設備設計事務所などの設備設計を専門とする事務所においては、「建築一式」の登録を有していない場合が一般的であると認識しております。 そのため、設備協力事務所として参加を予定する事務所が現時点で「建築一式」の登録を有していない場合、参加表明書等の提出期限までに新たに登録手続きを行うことで参加資格を満たすことは可能でしょうか。また、その場合の登録完了期限についてもご教示ください。	質問番号3のとおり。
10	建物階数(2階建て)の取扱いについて	特記仕様書では計画建物が2階建てとして示されていますが、この2階建てという条件は設計与条件として遵守すべき事項でしょうか。また、別添1(委託概要)に示された諸室構成、面積及び機能等の要求水準を満たすことを前提として、提案者の創意工夫により、平屋建て又は異なる階数構成を提案することは可能でしょうか。併せて、建物階数に関して変更可能な範囲があればご教示ください。	特記仕様書に示す計画建物の2階建てという条件は、設計与条件、設計与条件として遵守してください。
11	産業振興支援施設設計等及び新築工事公募型プロポーザル審査委員会の構成について	本プロジェクトの審査を担う「産業振興支援施設設計等及び新築工事公募型プロポーザル審査委員会」の構成員(氏名、所属、専門分野等)についてご教示ください。また、外部有識者の参画がある場合は、その選定基準や専門領域についてもあわせてご教示ください。	「産業振興支援施設設計等及び新築工事公募型プロポーザル審査委員会」の構成員については非公表となっております。

12	履行期間の 整合性およ び設計期 間の目安に ついて	本業務の履行期限について確認させてください。「プロポーザル説明書」の1(3)および「公告」の1(6)では、履行期間は「令和10年3月31日まで」と明記されています。一方で、「特記仕様書」の第1の3(3)イ「予定建設工期」には「令和9年度～令和10年度」との記載があり、齟齬が見受けられます。つきましては、正しい完了期限(施設引渡し期限)をご教示ください。あわせて、市として設計期間はどの程度を考えているかについてもご教示ください。	質問番号2の回答のとおり。 なお、設計期間は令和8年度中を想定しております。
13	設計の管理 技術者と工 事監理の 管理技術者 の兼任につ いて	配置予定技術者の要件について伺います。設計業務における「管理技術者」と、工事監理業務における「管理技術者」を、同一の者が兼任することは可能でしょうか。また、兼任した場合、それぞれの業務実績(様式7および様式9)は、同一の技術者の実績として、それぞれ評価の対象となるかご教示ください。	配置予定技術者の兼任は可能です。 公告_2 参加資格_(2) 配置技術者要件_イ工事監理のとおり。 また、兼任した場合の業務実績は説明書P2_4 審査及び選定のとおり。
14	様式3-1(参 加資格要件 総括表)の 作成・提出 単位につ いて	提出書類の「様式3-1」について確認させてください。説明書において「協力事務所についても別途添付すること」と記載がありますが、本様式は以下の単位でそれぞれ1枚ずつ作成し、提出するという認識で相違ないでしょうか。1. 共同企業体(jv)の各構成員(代表者および構成員それぞれ1枚ずつ) 2. 協力事務所(設備設計等の各事務所につき1枚ずつ)	質問番号5のとおり
15	様式6(企業 の業務経歴 等)の提出 単位および 作成方法に ついて	共同企業体(JV)で参加する場合、様式6は代表者および各構成員(設計担当、施工担当等)がそれぞれ1枚ずつ作成し、提出するという認識で相違ないでしょうか。あるいは、1枚の様式に全構成員を連名で記載し、実績を1件のみ記載するのでしょうか。	1枚の様式に対象となる企業(構成員)の実績を記載してください。

16	1次審査(書類審査)における評価項目の詳細な配点内訳について	「プロポーザル説明書」の4(1)2ページ)に示されている1次審査の配点について伺います。評価項目が「企業の業務実績及び受賞歴(40点)」と「配置技術者の業務実績及び建築CPD(60点)」の二つに分かれていますが、それぞれの点数内において、より詳細な配点設定がある場合はご教示ください。 具体的には、以下の点について内訳を把握したいと考えております。 1.企業の40点の内訳:設計実績、施工実績、受賞実績に対して、それぞれ何点ずつ割り振られているのか。 2.技術者の60点の内訳:設計・工事監理・施工の各技術者の実績、および建築CPDの点数配分はどうなっているのか。	企業の業務実績は設計、施工でそれぞれ15点。 企業の受賞実績は10点の計40点満点 配置予定技術者の業務実績はそれぞれ10点。 建築CPDはそれぞれ5点の計60点満点となります。
その他の指示事項			

再掲 6月23日分

17	手続開始の 公告 2 参加資格 (1) 参加者の要件	公告2(1)参加者の要件クでは「平成28年4月1日以降において、事務所（官民間問わず）で1件4億円以上の建築一式工事を施工した実績を有すること（住宅、車庫及び倉庫を除く。）」と記載されていますが、(2)配置技術者の要件ウ施工(ア)ｂでは、「平成28年4月1日以降において、公共施設の新築、増築、改築又は改修工事（コリンズ登録工事に限る。）に係る監理技術者として、実績を有する者。」と記載があります。民間工事ではコリンズ登録はされていないと思いますが、どちらが正しいのでしょうか。	本工事では、「平成28年4月1日以降において、事務所（官民間問わず）で1件4億円以上の建築一式工事を施工した実績を有すること（住宅、車庫及び倉庫を除く。）」が参加者の要件となります。したがって、(2)配置技術者の要件ウ施工(ア)ｂの「（コリンズ登録工事に限る。）」の記載は誤りです。
18	説明書5 手続等(1) ア提出書類	説明書5手続等(1)ア提出書類では、(タ)事業費見積書(様式11)が含まれていますが、ホームページでは2次審査用に含まれています。どちらが正しいのでしょうか。	事業費見積書(様式11)は、2次審査の提出書類として提出してください。そのため、説明書5手続等(1)ア(タ)の記載は誤りです。

※この回答書は仕様書の追補とみなします。回答等には設計変更を含む場合もあるので注意してください。